

道有林野産物協定販売実施要領

平成21年3月19日 道有林884号
各森づくりセンター所長あて 森林環境局長

〔沿革〕 平成22年3月29日道有林第799号 平成24年2月28日道有林第669号 平成25年12月10日道有林第637号
平成27年3月31日道有林第857号 平成29年 月 日道有林第 号改正

第1 趣旨

道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等に資することを目的として、素材生産業者や木材加工業者等と道有林材の安定供給に関する協定を締結し、計画的に立木の販売を行う事業(以下「協定販売」という。)に関する取扱いについては、「北海道有林野の産物売払規則」(昭和36年1月19日規則第9号)その他法令に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 概要

協定販売の概要については、次のとおりである。

- 1 総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)は、道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等につながる地域のニーズや取組みを把握する。
- 2 総合振興局長等は、地域のニーズ等に応えるため、道有林材を安定的に供給することにより一定の成果が見込まれる場合は協定販売を実施することとし、当該協定販売の趣旨に賛同し当該協定の対象となる森林(以下「協定森林」という。)の立木を購入する素材生産業者等を公募する。
- 3 総合振興局長等は、公募した素材生産業者等の中から、最良の企画提案をした者と立木の売買契約に係る協定(以下「協定」という。)を締結する。
- 4 総合振興局長等は、協定に基づき、当該素材生産業者と立木の売買契約を締結する。

第3 協定販売の実施要件

協定販売は、次の1又は2に該当する場合に実施できるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合。
 - (1) 木質バイオマス用材として有効活用を図る場合
 - (2) 木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合
 - (3) 森林認証材など広域的な地域のブランド材を普及・開発し、道産木材の需要促進を図る場合
 - (4) 公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合
 - (5) 一般民有林と連携して共同施業や共同出荷を行う場合
 - (6) その他総合振興局長等が特に必要と認める場合
- 2 次のいずれかの者から前項(2)～(4)に関する協定販売実施願(別記第1号様式)の提出があり、当該実施願に基づいて総合振興局長等が協定販売を実施することが適当と認める場合。
 - (1) 木材加工業者
素材(丸太)から一般製材、単板、合板又は集成材等の木材・木製品等を製造する者

(2) 地域材ユーザー

道産木材を活用して公共建築物や市町村営住宅等を建てようとする地方公共団体及び設計・施工事業者、又は道産木材を活用した店舗や住宅等を建てようとする設計・施工事業者等

第4 協定販売実施計画書

1 総合振興局長等は、協定販売を行おうとするときは、次の事項を定めた協定販売実施計画書（別記第2号様式）を作成するものとする。なお、第3の1の（6）により協定販売を行おうとする場合は、予め水産林務部長に協議するものとする。

(1) 協定販売の目的

(2) 対象地域

(3) 協定森林

(4) 協定期間

(5) その他総合振興局長等が必要と認める事項

2 総合振興局長等は、協定販売実施計画書を作成したときは、その写しを水産林務部長に提出するものとする。

第5 公告

1 総合振興局長等は、協定販売を行おうとするときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 公告文(別記第3号様式)

(2) 企画提案説明書(別紙1)

(3) 企画提案書作成要領(別紙2)

(4) 企画提案書(別記第4号様式その1～その4)

(5) 協定販売に関する協定書(別記第6号様式その1又はその2)の案

(6) 売買契約書の案

(7) 協定森林のうち、標準的な伐採箇所を1箇所以上選定し、当該箇所を買い受けると仮定した場合の買受価格の積算に必要な資料

(8) その他必要な事項

2 公告は、道のホームページ、掲示板その他の方法により周知するものとし、公告期間はおおむね15日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含む。)とする。

第6 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、第3の1の(2)～(4)のいずれかによる協定販売の場合は、素材生産業者及び木材加工業者との共同申請によるものとし、当該素材生産業者は1～8の要件を、当該木材加工業者は3～5及び8の要件を満たす者とする。

1 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

2 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。

- 3 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- 5 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 6 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知）第3の規定による資格を有していること。
- 7 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

- 8 その他総合振興局長等が必要と認めるもの。

第7 企画提案書の提出及び審査

1 企画提案書の提出

第5の公告に応じ協定の締結を希望する者は、公告期間の最終日までに企画提案書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

2 企画提案書の内容

企画提案書には、次の事項を記載しなければならない。なお、(3)のエの記載に当たっては、同項ア～ウ以外の内容について、総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせることができるものとする。

(1) 事業実施体制・遂行能力

(2) 買受希望参考価格

(3) 提案内容

ア 協定販売の目的を達成するための取組み
(伐採木の利用・流通に係る取組みを含む。)

イ 生産性の向上

ウ 環境への配慮

エ その他

(4) 事業計画

(5) その他総合振興局長等が必要と認める事項

3 企画提案書の変更

企画提案書の提出期限後の記載内容の変更は認めない。

4 審査

(1) 参加資格の審査

総合振興局長等は、第6の各号に掲げる要件に基づき企画提案書を提出した者の参加資格について審査しなければならない。

(2) 企画提案書の審査

ア 総合振興局長等は、協定を締結する者を選定するときは、別に定めるところにより、協定販売審査会(以下「審査会」という。)を設置しなければならない。

イ 審査会は、企画提案書が提出されたときは、企画提案書の提出期限の翌日から起算して7日(休日を含む。)以内に審査を行い、最良の提案をした

者(以下「特定者」という。)を選定するとともに、企画提案者全員に審査結果(別記第5号様式)を通知し、道のホームページや掲示板、その他の方法により審査結果及び特定者名を公表するものとする。

第8 協定の締結

- 1 総合振興局長等は、企画提案書の提案内容及び事業計画を基本として、次の場合に従って各々協定を締結しようとする者と協定の内容を協議した上で、第7の4の(2)の審査結果を通知した日から起算して14日(休日を含む。)以内に「協定販売に関する協定書」(以下「協定書」という。)((1)、(2)、(4)又は(5)にあっては別記第6号様式その1、(3)にあっては別記第6号様式その2)により協定を締結するものとする。
 - (1) 第3の1の(1)に該当する場合
特定者(素材生産業者)
 - (2) 第3の1の(2)～(4)のいずれかに該当する場合
特定者(素材生産業者及び木材加工業者)
 - (3) 第3の1の(5)に該当する場合
特定者(素材生産業者)、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)
 - (4) 第3の1の(6)に該当する場合
特定者(素材生産業者)及び総合振興局長等が必要と認める者
 - (5) 第3の2に該当する場合
特定者(素材生産業者、及び木材加工業者又は地域材ユーザー)
- 2 協定期間は3年以内とし、原則として期間の延長はできないものとする。
- 3 総合振興局長等は、協定を締結したときは、協定書の写しを水産林務部長に提出するものとする。

第9 協定の解除

総合振興局長等は、協定の締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、協定の解除によって協定を締結した者(以下「協定締結者」という。)が被るいかなる損害も補償しないものとする。

- 1 協定締結者が協定内容に従わなかったとき
- 2 協定締結者(素材生産業者)が協定に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- 3 協定締結者(素材生産業者)が総合振興局長等の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- 4 協定締結者(素材生産業者)が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- 5 協定締結者(素材生産業者)が第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなるとき
- 6 協定締結者(木材加工業者又は地域材ユーザー)が第6の5に定める資格を満たさなくなるとき
- 7 その他総合振興局長等が協定の解除が相当であると認めたとき

第10 売買契約の締結

- 1 総合振興局長等は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。
- 2 総合振興局長等は、第3の1の(1)～(4)による協定販売に係る立木の売買契約を締結するときは、用途指定の特約を付すものとする。
- 3 協定森林に係る立木の売買契約の搬出期限は、原則として当該契約締結後1年以内とする。ただし、急激な木材市況の悪化など総合振興局長等がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第11 実施報告

- 1 各協定締結者は、協定販売の実施結果について次の様式等により取りまとめ、総合振興局長等に提出しなければならない。

| 協定締結者 | 様式 | 提出期限 | 提出単位 |
|---------|--|---------------|-------|
| 素材生産業者 | 提案実施報告書(別記第7号様式その1) 事業実績報告書(別記第7号様式その2) | 立木の搬出期限 | 売買契約毎 |
| 木材加工業者 | 事業実績報告書(別記第7号様式その2) | 立木の搬出期限 | 売買契約毎 |
| 地域材ユーザー | 木材を使用した部位及び数量等を記載し、施行写真等を添付した任意様式 | 協定期間満了日から1年以内 | 協定毎 |

- 2 総合振興局長等は、各協定締結者から前項の様式の提出があった場合は、その写しを水産林務部長に提出するものとする。

第12 評価

- 1 総合振興局長等は、協定締結者(素材生産業者)から前項に基づく様式の提出があった場合は、速やかに別に定めるところにより協定販売の実施状況の評価を行い、その結果を協定締結者(素材生産業者)に通知するとともに、必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項の評価を行った場合は、その写しを水産林務部長に提出するものとする。